



7 子ども・子育て支援新制度がめざすもの

□子ども・子育て支援新制度の趣旨

- ① 子育て支援を年金・医療・介護に続く国の社会保障制度の一つに位置付け、広く国民から徴収する消費税などを財源として、将来を担う世代を育てること。
- ② 子育ての第一義的責任は保護者にあることを基本とし、社会の構成員がそれぞれの役割を果たすことによって子育て中の家庭を支援すること。
- ③ 幼児教育における幼稚園と保育園との格差を解消するとともに、多様な保育需要に対する量と質を確保し、子どもの最善の利益の実現を図ること。

□子ども・子育て支援新制度における具体的な取組

- ① 認定こども園の普及等によって、幼児教育における養護と教育の一体的提供を進めること。
- ② 従来の施設形態によらない多様な保育を確保することによって、待機児童を解消すること。
- ③ 様々な子育てニーズを把握することによって、身近な地域での子育て支援の充実を図ること。

□子ども・子育て支援新制度の目的

- ① 将来を担う人材を育てる基盤をつくるため。
- ② 加速を続ける少子化に歯止めをかけるため。
- ③ 子育て支援により地域の活性化を図るため。



※子ども・子育て支援新制度について詳しい内容を知りたい方は、内閣府HP (<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>)
または市HP（子育て支援課：子ども・子育て支援新制度に関する情報のページ）へアクセスしてください。

発行・編集：新居浜市役所 福祉部子育て支援課

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL: 0897-65-1242 FAX: 0897-37-3844 E-mail: kosodate@city.niihama.ehime.jp

新居浜市 子ども・子育て支援事業計画

概要版



※新制度の中心である子どもたちが、個性豊かに元気に演奏する姿により、豊かな環境のもとで子どもたちにすくすく育ってほしいという思いを込めています。

平成27年3月
新居浜市



1 計画策定の趣旨

平成22年3月に策定した「新居浜市次世代育成支援行動計画(後期計画)」を引き継ぐとともに、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市では「新居浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援を進めています。



2 計画の位置付け及び期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。また、本市の最上位計画である第五次新居浜市長期総合計画、児童福祉分野のひとつとして位置付けられるものです。

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。

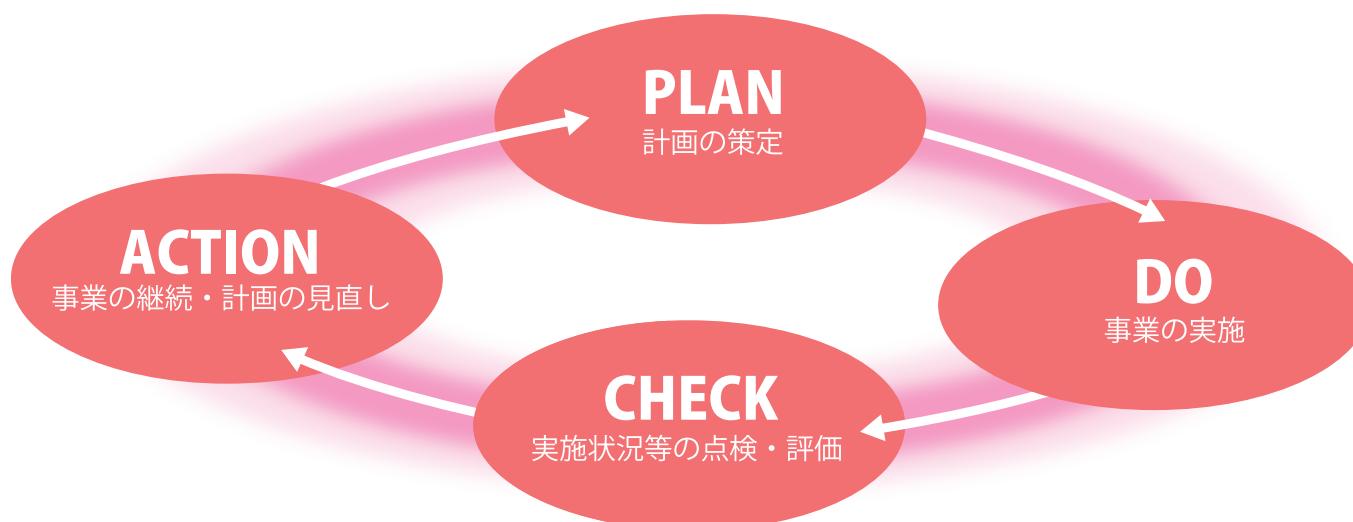
平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
計画策定						

※中間年(平成29年)を目安に計画の見直しを行います。



3 計画の推進

計画の推進にあたっては、市内の関係機関・団体と連携して取り組むとともに、保育所・幼稚園・認定こども園などの子ども・子育て支援事業者、学校、市民など多くの方の意見を取り入れながら、効果のある取組を進めます。



(2) 地域子ども・子育て支援事業

事業項目	単位	平成25年実績		平成27年		平成31年	
①時間外保育事業 (預かり保育・延長保育)		幼稚園	保育所	幼稚園	保育所	幼稚園	保育所
: 教育・保育施設	人	—	—	1,150	1,050	1,150	1,050
: 地域型保育事業	人			0	0	0	40
②一時預かり事業		2号認定 (定期利用)	その他 (定期以外)	2号認定 (定期利用)	その他 (定期以外)	2号認定 (定期利用)	その他 (定期以外)
: 教育・保育施設	人		3,372	4,212	50	4,212	50
: 地域型保育事業	人			0	0	0	40
: 地域子ども子育て支援事業	人		3,155	0	3,626	0	4,962
③病児・病後児保育事業				病時病後時保育 ファミリー・サポート・センター	病時病後時保育 ファミリー・サポート・センター		
: 人	—		1,040	0	2,340	0	
④地域子育て支援拠点事業				地域子育て支援センター子育てひろば	地域子育て支援センター子育てひろば	地域子育て支援センター子育てひろば	
: 人			11,690		18,200		18,200
⑤放課後児童健全育成事業		低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
: 人			967		1,138		1,106
⑥子育て短期支援事業			ショートステイ・トワイライトステイ	ショートステイ・トワイライトステイ	ショートステイ・トワイライトステイ		
: 人			0		20		20
⑦妊婦健康診査事業			0歳児人口	0歳児人口	0歳児人口		
: 人			1,593		1,050		1,050
⑧乳児家庭全戸訪問事業			0歳児人口	0歳児人口	0歳児人口		
: 人			974		1,060		1,031
⑨養育支援訪問事業			養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業		
: 件			524		550		550
⑩子育て援助活動支援事業			ファミリー・サポート・センター	ファミリー・サポート・センター	ファミリー・サポート・センター		
: 件			3,155		3,300		3,300
⑪利用者支援事業			子育てサービス利用者支援事業	子育てサービス利用者支援事業	子育てサービス利用者支援事業		
: 施設					1		3

病児・病後児保育事業

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。

地域子育て支援拠点事業

身近なところで、気軽に親子の交流や子育ての相談を行政やNPO法人などが担い手となって行います。

放課後児童健全育成事業

保護者が専門家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室や児童館等で過ごすことができるための取組みです。

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

お子さんを養育している家庭の保護者が仕事や病気などで、家庭での養育が困難となった場合に、養育施設でお子さんを一時的に預かります。

妊婦健康診査事業

妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査測定、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全てのご家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要なご家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、ご家庭の適切な養育の実施を確保します。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡・調整を行います。

利用者支援事業

子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行います。



5 計画体系図

現在、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化による家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や負担、さらには孤立感を感じる家庭が少なくないことから、それらを解消し、子どもを産み育てやすい環境をつくり、社会全体で子ども・子育てを支援するまちづくりを目指すための基本理念、基本方針及び基本施策を定めました。

次代を担う子どもは社会の宝です。



基本理念

**子どもがみんなか
家庭と地域を笑顔でつなぎ
みんなが育つあかがねのまち**



基本方針

1. 子育ての喜びを共感するまちづくり

- 子育ての原点は家庭にあり
- 子育ての喜びや楽しみを知る・伝える

共感

子どもや孫の笑顔を喜び合
い、それらを地域社会みんなで
共感できるまちをつくるための
取組を進めます。

2. 安心して子育てできるまちづくり

- 子ども・子育て支援の量的拡大と質的改善
- 仕事と子育ての両立支援

安心

多様なニーズに対応し、サー
ビスの質の向上、社会や企業
に対する仕事と子育ての両立
支援への理解を促進すること
により、安心して子育てができる
取組を進めます。

3. 子どもの笑顔あふれるまちづくり

- 子どもがみんなか
- 子どもの最善の利益の実現

笑顔

すべての子どもをみんなか
に位置付け、子どもの人権を
尊重するとともに、一人ひとりの最善の利益を実現するための取組を進めます。

4. 子育てによる共育のまちづくり

- 共に学び、共に育つ
- 子育てによる地域の活性化

共育

地域の人々が主体的に子育
て支援活動に参加し、地域の
力と行政が協働・連携するこ
とにより、まちぐるみで子育
てを支援する環境をつくるた
めの取組を進めます。

基本施策

- ①子育て情報の収集・発信
- ②妊娠・出産期への切れ目のない支援
- ③子育て家庭と地域とのつながりづくり

- ①家庭の実情に応じた教育・保育の確保と提供
- ②子育てに伴う不安や負担の軽減
- ③ひとり親家庭に対する負担の軽減
- ④ワーク・ライフ・バランスの推進

- ①親と子の健康と福祉の充実
- ②障がいや発達に遅れのある子どもへの支援
- ③幼保小の連携の推進

- ①家庭における子育て力の向上
- ②地域における子育て力の再生
- ③地域における子どもの健全な発達のための良質な環境整備



6 数値目標

(1) 乳幼児期における教育・保育

特定教育・保育施設

認定区分		単位	平成25年実績	平成27年	平成31年
1号認定	3～5歳 幼稚園	施設	11	10	7
	人	1,423	1,470	1,000	
2号認定	3～5歳 認定こども園	施設	—	1	4
	人	—	95	545	
3号認定	3～5歳 保育所	施設	25	25	25
	人	1,755	1,644	1,644	
3号認定	3～5歳 認定こども園	施設	—	1	4
	人	—	10	60	
			0歳児	1・2歳児	0歳児
3号認定	0～2歳 保育所	施設	26	27	30
	人	979	240	876	248
3号認定	0～2歳 地域型保育事業	施設	—	4	4
	人	—	16	32	16
					32

※認定区分と提供施設

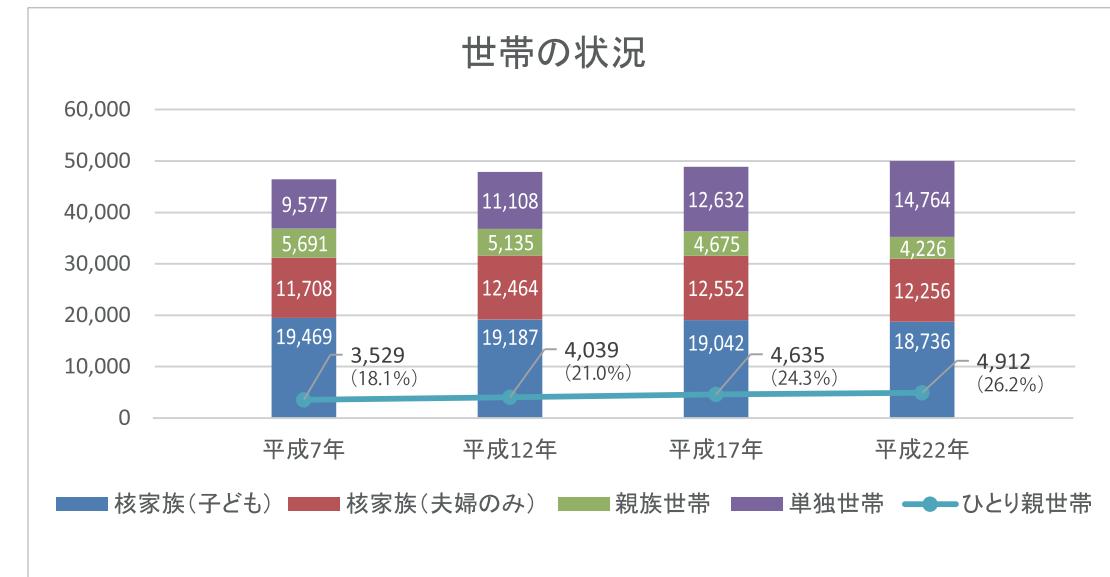
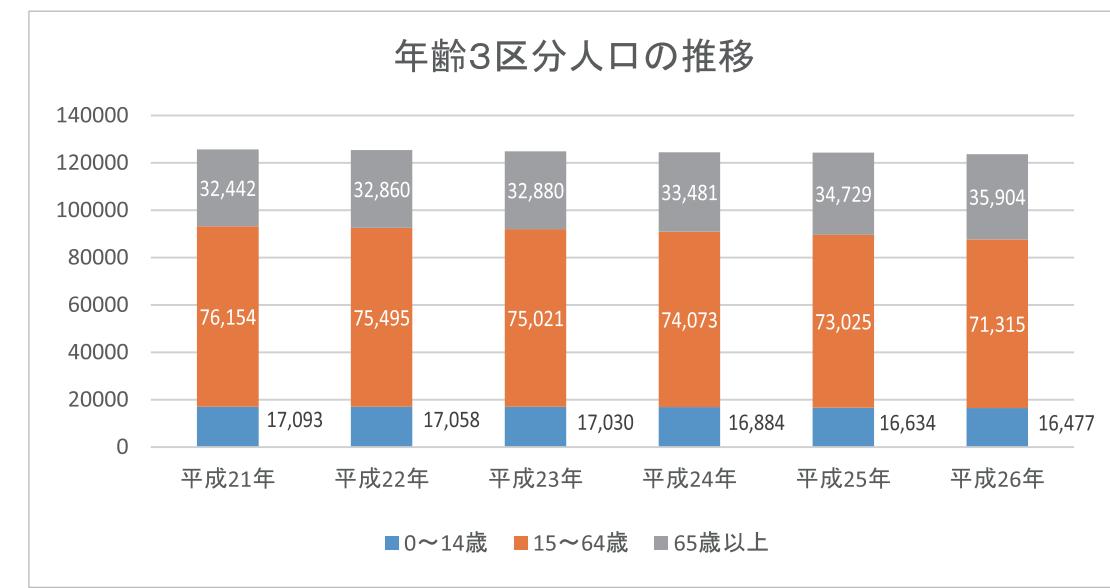
市内に在住する0～5歳の子どもについて、現在の保育所または幼稚園の利用状況に利用希望を加味して、国が定める次の3つの区分により、保育の必要性の認定を行います。

認定区分		利用対象	利用対象	対象児童年齢
1号認定	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭など	3～5歳
2号認定	保育短時間認定 保育標準時間認定	保育所 認定こども園	保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	3～5歳
3号認定	保育短時間認定 保育標準時間認定	保育所 認定こども園 地域型保育事業	保育の必要性の認定を受けた3歳未満の子ども	0～2歳

4 現状と課題

本市の総人口は減少傾向にあるとともに、年齢3区分人口の「0～14歳及び15～64歳」が減少、「65歳以上」が増加傾向にあります。

さらに、子どものいる核家族世帯では、ひとり親世帯の割合が年々増えており、平成22年でみると、約4世帯に1世帯がひとり親世帯となっています。



新居浜市の課題

- 市全体で取り組むべき少子化の歰止め
- 家庭における子育て力の向上
- 幼児期における多様な教育・保育・子育て支援態勢の整備・充実
- 仕事と子育ての両立支援の推進
- 子育てを通した地域の活性化
- 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

